長谷部社会保険労務士事務所
☎ 018-893-5385
018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp

マイナンバー制度について

現在、政府広報としてコマーシャルが放映されております「マイナンバー制度」について、現段階での情報を紹介します。

1．マイナンバー制度の概要

（1）目的

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に１人１つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

〇公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

〇国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

〇行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。

（2）スケジュール

平成 27 年 10 月	マイナンバー通知カードが簡易書留で郵送 ※マイナンバー通知カードは紙製を予定、券面に氏名、住所、生年月日、性別（基本４情報）、マイナンバーは記載されますが、顔写真は記載されません。 ↓
平成 28 年１月	マイナンバー通知カードを市区町村へ返納し、マイナンバーカードが交付される ※マイナンバーカードは、住民基本台帳カードと同様、ＩＣチップのついたカードを予定しており、表面に氏名、住所、生年月日、性別（基本４情報）と顔写真、裏面にマイナンバー（個人番号）を記載する予定です。 ※マイナンバーカードの取得義務はないものの、今後、様々な手続きの際、要求されることが想定されます。 ↓
平成 29 年１月	マイポータル（情報提供等記録開示システム）開始 ※行政機関がマイナンバー（個人番号）の付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備します。 ※マイポータルは、マイナンバーカードがないと使用できないが、書面請求により情報の開示は可能です。

（3）マイナンバーの使用範囲

年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。　また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされている場合もあります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金

長谷部社会保険労務士事務所
☎ 018-893-5385
018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp

融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。 なお、行政機関等がどのような場面でマイナンバーを利用するかについては、法律や条例で定められており、それ以外に利用することは禁止されています。

2．企業のマイナンバーの取扱い

（1）法人

①国の機関、②地方公共団体、③設立登記法人、④①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、所得税法第 230 条に規定する「給与支払事務所等の開設届出書」など、国税に関する法律に規定する届出書を提出することとされているものに対して指定されます。法人には 13 桁のナンバーが付番され、平成２７年１０月以降、マイナンバー（個人番号）で用いられる通知カードではなく、別途書面により国税庁長官から通知される予定です。

（2）従業員

会社が従業員へマイナンバーを利用する事務・利用目的を明示して取得することで、社会保険・税の手続きに際し、マイナンバーを使用することとなります。また、新規従業員の場合は、届出の様式にマイナンバーの欄が追加されるため平成 28 年 1 月以降、社会保険・税ともに随時届出を行えば足りますが、既存従業員の場合は、健康保険組合・ハローワーク等へマイナンバーを報告することが予定されております。

書類		平成 28 年 1 月以降	平成 29 年 1 月以降
税関係書類		新規・既存問わず随時	-
社会保険関係書類	新規	雇用保険　随時	健康・厚生　随時
	既存	雇用保険　マイナンバー報告	健康・厚生　マイナンバー報告なし ※健康保険組合は届出報告あり

（3）マイナンバーに係る書類の保存期間

所管法令に定める法定保存期間があるものについては、その期間保存し、それ以外は速やかに廃棄、削除することになります。

（4）その他

マイナンバーの取扱いについても、罰則規定が設けられておりますので、取扱いは慎重にしましょう。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら
長谷部　崇　まで　お問い合わせください。
☎ 018-893-5385　　018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp
ホームページ　http://hasebe-sr.com/